

承認案第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成19年6月7日提出

天理市長 南 佳 策

専決第9号

専 決 処 分 書

天理市農業委員会からの通知により、天理市農業委員会委員補欠選挙執行経費を追加するため、平成19年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成19年5月28日

天理市長 南 佳 策

平成19年度天理市一般会計補正予算（第2号）

平成19年度天理市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,984千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,860,544千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成19年5月28日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		千円 300,000	千円 2,984	千円 302,984
	1 繰越金	300,000	2,984	302,984
歳 入 合 計		22,857,560	2,984	22,860,544

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,035,286	千円 2,984	千円 3,038,270
	4 選挙費	151,620	2,984	154,604
歳 出	合 計	22,857,560	2,984	22,860,544

専決第10号

専 決 処 分 書

平成18年度天理市老人保健特別会計において、国からの概算負担金等が過少となり決算上歳入不足額が生じたので、この歳入不足を翌年度歳入の繰上充用によって補てんするため、平成19年度天理市老人保健特別会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成19年5月28日

天理市長 南 佳 策

平成19年度天理市老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成19年度天理市の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,571千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,951,971千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成19年5月28日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		千円 2,639,357	千円 17,659	千円 2,657,016
	1 支払基金交付金	2,639,357	17,659	2,657,016
2 国庫支出金		1,476,723	62,912	1,539,635
	1 国庫負担金	1,476,723	62,912	1,539,635
歳 入 合 計		4,871,400	80,571	4,951,971

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		千円 1	千円 1,244	千円 1,245
	1 償還金	1	1,244	1,245
4 繰上充用金		1	79,327	79,328
	1 繰上充用金	1	79,327	79,328
歳 出 合 計		4,871,400	80,571	4,951,971